委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ●	市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	堺市	
4. 届出番号	13	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-4	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/oshirase/1.html	

執行機関名 堺市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	堺市障害者補装具給付金に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第1 第19の項 堺市障害者補装具給付金に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条、第 76条	堺市障害者等補装具給付金支給要綱第1条、第3条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>障害者及び障害児の保護者(以下「障害者等」という。)の負担軽減を図る</u> ため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第76条第1項に基づく補装具費の支給とは別に、補装具の購入に必要な費用の一部(以下「給付金」という。)を支給することについて必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		堺市障害者等補装具給付金支給要綱